

# 身体拘束等適正化の指針

## 1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み当法人は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

## 2. 身体的拘束適正化の検討を実施

### (1) 身体拘束適正化委員会の設置と目的

身体拘束等適正化委員会（以下、「委員会」とする）を「虐待防止委員会」と一体的に設置し、身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。以下、①～⑤を適切に実施するため委員会は1年に1回以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

具体的な検討項目

① 前回の検討会及び研修会の振り返り

② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認

③ (身体的拘束を行っている利用者がある場合)

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。

④ (身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)

3要件の該当状況、特に代替案について検討します。

⑤ (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)

今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。

### (2) 身体拘束委員会の構成員

委員長            smile up 管理者 (永吉幸子)

副委員長        smile up 施設長 (永吉正明)

委員              児童指導員代表 (小寺良平)

## 3. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体的拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項)本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急をやむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施します。

#### (1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認します。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議します。上記三要件を満たし、身体的拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間」「期間」等について検討して確認します。また、早期の段階で拘束解除にむけた取り組みの検討会を随時行います。

#### (2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得ます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施します。

#### (3) 記録と再検討

記録専用の用紙を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知します。

#### (4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

#### 4. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当事業所の身体拘束適正化のための指針は利用者および家族が確認できるように、当事業所 web ページにて公開します。

#### 5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告等の方策に関する基本方針

当該利用者および家族等に対して、十分な説明および経過・解除の報告を遅滞なく行います。

#### 6. 職員研修に関する基本事項

事業所は、職員に対して、職員採用時のほか、最低年 1 回定期的な研修を実施します。

#### 7. 記録及び周知

委員会での検討内容の記録様式(参考様式①「身体拘束委員会(身体拘束適正化)議事録」)を定め、これを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、従業者に周知徹底します。

#### 附則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。